

## 平成 2 2 年度 行政改革計画に記載した主な取組事項に係る整理

行革計画における記載概要			取組目標
組織体制の適正化			
ア 職員数・総人件費の抑制	(ア) 新たな定員適正化計画の策定	現行計画の取組状況、職員の年齢構成等を考慮した新たな定員適正化計画を 22 年 8 月までに策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 4 月の職員数についての当面の考え方を 8 月までにまとめる</li> <li>11 月中に新たな定員適正化計画を策定・公表</li> <li>11 月中に最終案を固め、12 月議会に条例提案</li> </ul>
	(イ) 管理職総数の削減	職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、管理職の総数を段階的に削減する。	
イ 組織・機構改革	(ア) 組織・機構の見直し	行政ニーズの変化に対応した部局の再編など、本庁組織の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年夏頃に「企業庁新経営戦略プラン」の改定案を公表</li> <li>早期に「企業庁新経営戦略プラン」を改定、公表</li> <li>平成 23 年 1 月を目途に見直し方針を策定</li> </ul>
		チェック機能の強化、職員のマネジメント能力の向上を図る方向で、室体制の見直しを行う。	
	職務や職責がわかりやすい職名の検討を行う。		
(ウ) 公営企業改革（企業庁）	県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえた出先機関の見直しを行う。	「企業庁新経営戦略プラン」について必要な改定を行い、土地造成整備事業の円滑な収束（平成 24 年度末まで）に取り組んでいく。	
ウ 公社等外郭団体改革	(ア) 公社等外郭団体の見直し	平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年秋頃を目途に指針を改定</li> </ul>
エ 審議会等の見直し	(ア) 審議会等の抜本的な見直し	現行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を平成 22 年度までに改定し、既存の審議会等を抜本的に見直す。	
県庁のポテンシャルの最大化			
ア 人材改革	(ウ) 実効性のある人事評価システムの構築	業績評価及び能力評価結果の、任用及び給与等への活用の拡大について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 月～ 検討案を行革委員会に示し、議論</li> </ul>
		客観性、透明性の高い人事評価システムという観点から、昇任試験の導入について検討する。	
イ しごと改革	(ア) 慣習として行ってきた仕事のやり方・進め方を見直し	事務・事業の徹底的な見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 月～ 検討案を行革委員会に示し、議論</li> </ul>
ウ 資産改革（ファシリティマネジメントの推進）	(イ) 社会資本に係るライフサイクルコストの削減	将来にわたる維持・更新費の抑制・平準化をめざし、県有社会資本の維持管理計画を策定し、長寿命化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産改革の進捗に応じて行革委員会で議論</li> </ul>
	(ウ) 一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合	庁舎の共同利用による新たなスペースや処分財産の創出を図る。	
時代の変化に対応した県の役割の再構築			
	(エ) 公の施設の見直し	平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止、移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者（行政改革推進委員会）の視点も加えながら策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 1 月を目途に見直し方針を策定</li> </ul>
	(オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担の再構築	立地の受け皿となる新たな工業用地の確保について、県の土地造成事業を検証しつつ取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業誘致施策の方向性を行革委員会に報告</li> <li>土地の処分状況（企業庁・住宅供給公社・土地開発公社・まちづくり公社）については、四半期毎に行革委員会に報告を行う。</li> </ul>